

8 事務手続き（住宅防音工事の場合）



※ 皆様方が行う書類作成等の事務手続きについては、国や国が委託した者がお手伝いをさせていただきます。

※ ご注意

住宅防音工事は、住宅の所有者又は居住者の皆様方の申請に基づき行われる補助事業です。

※助成を受ける場合の注意

- ・住宅防音工事は、皆様方が国に補助金の交付を申請することにより、実施するものであります。
- ・国は、皆様方に補助金の交付の決定を行うこととし、その後、皆様方自らが設計事務所及び工事請負業者を選定し、契約することとなります。
- ・契約後、工事に着手していただきます。